

感染症(新型コロナウイルス感染症)への対応

【対応方針】

令和4年4月版

- 学校において新型コロナウイルス感染症について理解するとともに対応のための体制を整備する。
- 感染症の発生が疑われる場合、保健所や学校医・学校薬剤師等と連携し原因究明と再発防止に努める。
- 感染症の感染拡大を防止するため、出席停止等を行うなど適切な措置を講じる。

【事前の危機管理】

- 児童生徒に対する保健指導(手洗いの徹底、適切なマスクの着用、衣服の清潔、学校内の消毒、3密の回避、適度な距離の保持等)
- 教職員による健康観察 □ 地域における新型コロナウイルス感染症の発生及び流行状況の把握
- 家庭での検温 □ 校外活動時の留意事項の確認
- 学校環境衛生管理の実施(飲料水、教室等の空気環境等の日常点検・定期検査の実施)
- 校内の消毒等に使用する衛生資材の準備

【発生時の危機管理】

新型コロナウイルス感染症が疑われる症状発症

危機等発生!

早退させる。早退まで待機が必要な場合は、本人や他の児童生徒に配慮し、空き教室等を利用する。

かかりつけ医等の医療機関に受診方法等について電話相談し受診

- ・必要に応じ学校医の指示を仰ぐ。
- 学校医 こんだこども医院 TEL 043-291-1991

かかりつけ医等に連絡できない場合、受診・相談センター(コールセンター)へ相談

千葉市新型コロナウイルス感染症相談センター
TEL 043-238-9966(午前9時から午後7時まで)

緊急対応本部

危機等対策本部

PCR検査を受ける必要があるか?

必要なし

児童生徒の健康観察

必要あり

陰性

PCR検査

陽性

原則

保健所が校内の濃厚接触者・接触者を特定

校内で感染が広がっている可能性が高い場合

その後の対応

- ・児童生徒の経過確認
- ・教職員間での情報共有
- ・学校等欠席者、感染症情報システムへの入力(養護教諭、保健指導主事)

その後の対応

- ・児童生徒の経過確認
- ・教職員間での情報共有
- ・差別や偏見、いじめ等の防止
- ・教育委員会への報告(校長、教頭)
- ・学校医、保健所等の関係機関への連絡(教頭、養護教諭)
- ・児童生徒、保護者への周知(学年主任、学級担任)
- ・情報収集、記録作成(教務、養護教諭)・報道対応(校長、教頭)
- ・学校等欠席者、感染症情報システムへの入力(養護教諭、保健指導主事)

※治癒後は登校
※濃厚接触者として検査を受けた場合、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間は出席停止

学校教育活動の継続

- ・保健管理体制の整備
- ・学校内の消毒等

濃厚接触者等あり

PCR検査

陽性

陰性

濃厚接触者等なし

【事後の危機管理】

- 健康観察の徹底 □ 学校環境衛生の整備 □ 再発防止策の検討 □ 教職員間での情報共有
- 保護者への通知 □ 学校保健計画等への反映 □ 危機管理マニュアルへの反映
- ヒヤリハット事例への反映